

特殊教育に関する保護者の権利

障害を持つ生徒の教育に関する国の法律である「個別障害者教育法(Individuals with Disabilities Education Act (IDEA))」(34 C.F.R. § 300 et seq.)では、学校が障害児の保護者に対して、IDEAおよび米国教育省の規制に基づき利用可能な手続き上の保護策に関して、あらゆる説明を含んでいる通知書を送ることを義務付けています。

本ドキュメントで使用する用語

「地域教育機関(Local Educational Agency (LEA))」、「公的機関」、「機関」、「地域学校」または「学校」という言葉は、ジョージア州が、対象者である子供に対して特殊教育および関連サービスを提供する学校として指定した機関を意味し、これには、公的非営利チャータースクールも含まれます。

「保護者」という言葉は、IDEAで定義される広い意味での保護者を意味し、実父母、養父母、子供の教育に関する決定を下す権限を有する保護者、実父母・養父母の代理として行為する子供と同居している者(祖父母、継父母、その他の親戚を含む)、子供の福祉について法的に責任を負う個人、任命された代理人を意味します。(34 C.F.R. § 300.30)

この通知書は、1学年度に一度だけ保護者に渡されます。但し、以下の場合にも通知書を渡さなければなりません。(1)初めての照会の際、または生徒が障害を持つ生徒であるかどうかを判断するための評価を保護者が依頼した場合、(2)生徒の教育に関連する正式な苦情申立書を初めて受け取った場合、(3)ある学年度に生徒の教育に関する適正手続きによる苦情申立を最初に受け取った場合、(4)学級変更を伴う処分を行うことが決定された場合、(5)生徒または保護者の公的給付または保険について初めて評価する前、および(6)保護者から要請があった場合。[34 C.F.R. § 300.504(a)]

特殊教育サービスに関して照会を受けた子供や、現在、特殊教育および関連サービスを受けている子供の保護者とその子供は、州および(または)国の法律によりいくつかの権利を保証されています。その権利について以下のページで概要を説明しています。これらの説明の中でわからないことがある場合や、他の言語での説明が必要な場合、直接説明をしてほしい場合は、学校に必ず尋ねてください。

情報の秘密性:

子供がIDEAの対象となる障害を持つ子供であること、子供が受ける特殊教育および関連サービスに関する情報や、その他の個人を特定できる情報は秘密情報であり、法的に必要である場合を除き、学校内の他の人には開示されることはなく、また特定の状況下を除いては、他の機関や団体に開示されることはありません。

秘密情報が開示される場合、保護者には以下の権利があります。

1. 記録開示への同意を留保することにより、第三者が子供の記録を閲覧することを制限する権利。但し次の場合を除きます。(a)「家族教育権とプライバシー法(Family Educational Rights and Privacy Act (FERPA))」(34 C.F.R. Part 99) の連邦施行規程で規定される特定の限定的状況下、および(b)IDEAに基づく要件を満たす目的のために、参加機関の職員に記録を開示する場合。

2. お子さんに移行サービスを提供する参加機関、またはその移行サービスに対する料金を支払う参加機関の職員に対して、お子さんの個人特定情報を開示することを制限する権利。
3. お住まいの地域のLEA内にないプライベートスクールに、お子さんの個人特定情報を開示することを制限する権利。
4. 子供のファイル内の情報が破棄される前に通知を受け、コピーを受け取る権利。
5. 誰に対して情報が開示されるかの通知を受ける権利。および
6. 子供が入学しようとしている、あるいは入学資格のある他の機関に対して送られたすべての情報を確認し、コピーを受け取る権利。

記録:

「教育記録」とは、FERPAの「教育記録」の定義で記載されている種類の記録を意味します。この規程では、「教育記録」を以下のように定義します。

教育記録とは、以下の記録を意味します。

- (1) 生徒に直接関係する記録であり
- (2) 教育機関や施設、またはそれらの教育機関や施設の代理機関が維持する記録。
この用語には以下の記録は含まれません。
- (1) 作成者だけが保有し、自分の記憶の補助として使用し、記録作成者の一時的交代要員を除いては、他の者が閲覧できない、または他の者に開示されない記録。
- (2) §99.8の規定の対象となる教育機関内の法執行部門による記録。
- (3) 教育機関や施設に雇用されている個人に関する記録であり、通常の業務過程において作成維持される記録であり、専ら当該の個人の従業員としての立場に関するものであり、他の目的のために使用されない記録。但し、教育機関に通学する個人であり、学生としての立場の結果として雇用された個人に関する記録は、教育記録と見なされます。
- (4) 18歳以上の学生、または中等教育以降の教育機関に通う学生に関する記録のうち、当該学生の治療に関することに限って、医師、精神科医、心理学者等の広く認められる専門家や専門家助手が職業的立場で作成し維持し、当該治療を提供する者に対してのみ開示される記録。この定義においては、「治療」には、矯正的教育活動、または教育機関で行われる指導プログラムの一環として行われる活動は含まれません。
- (5) 生徒が通学をやめた後に教育機関または施設が作成もしくは受け取った記録のうち、生徒としての通学に直接関連しない記録。
- (6) 教師が回収し記録する前の級友採点用紙内の点数。

教育記録については、保護者には以下の権利があります。

1. お子さんのすべての教育記録を、個別教育計画(Individualized Education Program (IEP))に関するミーティングの前、あるいは適正手続きによるヒアリングの前、解決協議の前に、不当に遅れることなく、要請から45日以内に閲覧し、確認する権利。
2. 代理人にそれらの記録を閲覧させる権利。

3. 記録の写しが提供されないことにより、記録を調べ確認する保護者の権利を妨げることになる場合、公的機関に対して写しを要求する権利。
4. 機関が保護者には州法に基づき自身の子供に関する記録を調べ確認する権限がないと通知されてない限り、保護者にはその権限があると機関に推定させる権利。
5. 教育記録内に他の生徒の情報も含まれている場合、自身の子供に関する情報のみを調べ確認する権利。
6. IDEAに基づき収集、保有または使用される教育記録に含まれる情報のうち、お子さんを特定できる情報を閲覧できる者（保護者、および参加機関内の権限を有する従業員による閲覧を除く）に関する記録（当該の者の名前、閲覧日、記録使用の権限を与えた目的等を含む）を、公的機関に維持させる権利。
7. 公的機関に対して、無償で教育記録を検索するよう要求する権利。
8. 有償であることにより、保護者がこれらの記録を調べて確認する権利を妨げられない場合、保護者用の記録の写しの作成に関する料金のみが請求されます。
9. 機関により収集、保有または使用された記録の種類および場所についてすべての情報を知る権利。
10. 記録内の各項目について説明や解釈を求める権利。
11. 記録が不正確であったり、誤解を招いたり、子供のプライバシー等の権利を侵害するものであった場合、記録の修正を求める権利。
12. 機関に依頼があってから相当期間内に情報を修正するかどうかを決定させる権利。
13. 機関が要求された修正を行うことを拒否した場合、当該修正拒否について通知を受け、ヒアリングを要求する権利。
14. ヒアリングにおいて、情報が不正確であったり、誤解を招いたり、子供のプライバシー等の権利を侵害するものであると機関が判断した場合、これについて書面で通知を受ける権利、および記録を修正させる権利。
15. 記録内に情報に関する保護者の意見が記載される権利について、またはヒアリングにおいて機関が情報の修正の必要はないと判断した場合に、保護者がこれを不服とする理由を記載する権利について、保護者が知らされる権利。
16. 保護者が異議を唱えた記録が保存され続ける限り、保護者の説明文を記録内に維持させる権利、また、異議を唱えた記録が開示される場合に、保護者による説明文も開示させる権利。

独立機関による教育的評価:

「独立機関の教育的評価」とは、対象となる子供の教育を担当する学区の被雇用者ではない、資格を有する審査官が行う評価を意味します。「公的費用」とは、IDEAの規定に従い(同規定により、各州はその要件を満たすため、州、地方、国および民間の利用可能ないかなる補助金も利用することができます)、評価の費用の全額を学校が負担する、または保護者の費用負担なく評価が提供されるように保証することを意味します。[34 C.F.R. § 300.502(a)(3)(i-ii)]

学校がお子さんの評価を行い、その結果に対して保護者が異議を唱える場合、その都度、保護者は一度だけ、公的費用により独立機関による教育的評価を実施させる権利を有します。

公的費用で独立機関によるお子さんの教育的評価を要求した場合、学校側は、不当に遅らせることなく、次のいずれかを行わなければなりません。(a)お子さんに関する評価が適切であることを示すため、適正手続きによる苦情申立を提出してヒアリングを要求する、または(b)公的費用で独立機関による教育的評価を提供する。但し、保護者が独立機関から受け取ったお子さんの評価が学校側の基準を満たしていないことを、学校側が適正手続きによるヒアリングにおいて実証した場合はこの限りではありません。

学校がヒアリングを要求し、行政法判事 (administrative law judge (ALJ))/聴聞審査官によりお子さんにに関する学校側の評価が適切であると最終判断された場合も、保護者は独立機関による教育的評価を実施させる権利を有しますが、この場合は公的費用は使えません。

保護者が独立機関によるお子さんの教育的評価を要求した場合、学校は学校側によるお子さんに関する評価に異議を唱える理由を保護者に尋ねることができます。但し、学校は説明を要求することはできず、また公的費用を使ってのお子さんの独立機関による教育的評価の提供を不当に遅らせたり、あるいは学校側の評価について抗弁する適正手続きによるヒアリングを要求するための適正手続きによる苦情申立の提出を不当に遅らせたりしてはなりません。

独立機関による教育的評価については、保護者には以下の権利があります。

1. 有資格試験官による独立機関の教育的評価を受ける権利。
2. 学校の基準を満たす独立機関による教育的評価が公的費用もしくは自費で行われた場合に、その評価の結果を、(a)お子さんの無償での適切な公的教育 (free appropriate public education (FAPE)) に関して、学級決めまたはプログラム決定に関するミーティングにおいて検討させ、(b)適正手続きヒアリングにおいて証拠として使用する権利。
3. どこで無償または低料金で独立機関による教育評価を受けられるかについて、お子さんの学校から情報を受け、またその評価について学校が適用する基準について情報を受けられる権利。
4. 保護者が機関の評価に異議を唱える場合、評価が行われる場所や評価の資格要件も含めて、公的機関が評価を行ったときに使用したのと同じ基準に基づき、公的費用で独立機関による評価を受ける権利。但し、公的機関は、当該公的機関による評価が適切であることを示すため、FAPEに関するヒアリングを開始する権利を有します。

5. ヒアリング中にALJまたは聴聞審査官から評価が要求された場合、公的費用で独立機関による教育的評価を受ける権利。

通知:

「通知」とは、評価やミーティングの予定や、プログラムや適格性条件の変更、あるいはIDEAに基づく障害児の特定、提供される評価およびサービスに関するその他の情報について、保護者に提供される書面での情報を意味します。通知書は、変更が行われる前に保護者が対応できるよう、情報と機会を提供するために送付されます。

通知については、保護者には以下の権利があります。

1. 学校が障害児の特定や評価、学級決め、FAPEの提供を実施する前または変更する(もしくは実施や変更を拒否する)前に、保護者がすべてのミーティングについて通知を受け、出席する権利。
2. 上記の通知を書面で、母国語で、または一般に理解できるレベルの他の主要なコミュニケーション方法で受け取る権利。
3. 母国語が英語でない、またはコミュニケーション方法が書面での言語ではない保護者については、通知を口頭言語に変換させ、または母国語、他のコミュニケーション方法に変換させる権利。
4. 通知内において、提案されている措置に関する説明、なぜそれを提案するのかという理由の説明、学校により検討された他の案の説明、それらの案が採用されなかつた理由の説明を受ける権利。
5. 学校が提案する措置の基準、または拒否の基準として使用した各評価手続き、テスト、査定、記録またはレポートについて通知を受ける権利。
6. 機関が提案する措置または拒否の基準に関連する他の要因に関する説明を受ける権利。
7. 保護者が利用できるすべての手続き上の保護策についてすべて説明されている通知を受け取る権利。
8. IDEAの規定の理解のために、支援を得られる情報源について通知を受ける権利。
9. 学校がお子さんまたは保護者の公的給付金や保険について初めて評価する前に、または学校が1回限りおよびその後の毎年の保護者同意を得る前に、通知を受ける権利。
10. 機関がお子さんの特定や評価、学級決め、FAPEの提供を実施する、または変更する前に上記の第2項から7項までのすべての情報を含む事前通知書を受け取る権利。
11. すべてのIEPチームミーティングに参加する権利。これは(a)相互に同意できる日時および場所でミーティングを開催させる権利、(b)誰が出席するかを知らされる権利、(c)お子さんの障害について知識または専門知識を持っている人を同席させる権利も含まれます。
12. 学校がEメールを使用できる場合、これらの通知のすべてをEメールで受け取ることを選択する権利。これには事前通知書、手続き上の保護策(保護者の権利)に関する通知、適正手続きによる苦情申立に関する通知も含まれます。

同意:

「同意」とは、以下の意味を持ちます。

1. 母国語、または(手話、点字、口頭等の)その他のコミュニケーション方法により、同意をしようとしている措置に関するすべての情報について、保護者が完全に知らされており、
2. 保護者は説明された措置について理解しており、これに書面で同意し、その同意書には措置の内容が説明されており、開示される記録がある場合にはその記録と誰に開示されるかが記載されており、かつ
3. 同意は本人の自由意志で行われるものであり、保護者はいつでも同意を撤回できることを理解している。同意を撤回した場合、同意してから同意を撤回するまでの間に発生した措置が無効となることはない。

同意については、保護者には以下の権利があります。

1. お子さんがIDEAに基づき特殊教育および関連サービスを受ける資格があるかどうかを決定するための初回評価を受ける前に、同意を与える権利。また、提案される措置に関する事前通知書も学校から受け取らなければなりません。
 - a. 保護者が同意しなかった場合、または同意を求める要請に返答しなかった場合、学校は、調停を使って、または評価を行うための適正手続きによる手順を使って評価を求めるすることができますが、これは学校の義務ではありません。
 - b. 初回評価に対する同意は、IDEAに基づくサービスの提供に対する同意ではありません。
 - c. 保護者が同意しなかった場合、公的機関が評価を求めなかったとしても、「障害児の特定」義務に違反したとはみなされません。
2. 再評価が行われる前に同意を与える権利。これは、(1)学校側がお子さんの再評価に関する保護者の同意を得るため相応の手順を踏み、かつ(2)それに対して保護者からの返答がなかったと学校が証明しないかぎり、適用されます。
 - a. 保護者が子供の再評価に同意しなかった場合、学校は、調停を使って、また子供の再評価に関する保護者の拒否を無効にするための適正手続きによる手順を使って、再評価を求めるすることができますが、これは学校の義務ではありません。
 - b. 初回評価の場合と同様、この方法での再評価を求めることが機関が拒否した場合、IDEAに基づく義務の違反とはみなされません。
3. 自宅学習や保護者の費用負担で私立高校に通っている子供の保護者が、初回評価または再評価に関する同意を与えなかった場合、または同意要請に返答しなかった場合は、調停手順や同意を得るための適正手続きのヒアリングを利用することはできません。

- a. この場合、公的機関には、その子供がサービスを受ける資格があるかどうかを検討する義務はありません。
4. 特殊教育への最初の学級決めについて事前同意を与える権利。学校は、特殊教育および関連サービスを初めて提供する際に、保護者からインフォームドコンセントを得るよう、相応の努力をしなければなりません。
- a. 保護者が、特殊教育および関連サービスの初めての提供に関する同意について返答しなかった、または拒否した場合、学校は、当該同意を得るため、調停や適正手続きによるヒアリング手続きを使用することができません。
 - b. 保護者が同意しない場合、学校は「障害児の特定」義務の違反、およびFAPEを提供する義務に違反しているとはみなされません。
 - c. 特殊教育および関連サービスに関する同意が得られていない子供に関しては、学校には、IEPチームミーティングの開催、およびIEPの作成を行う義務はありません。
5. 学校がお子さんまたは保護者の公的給付金や保険に初めてアクセスする前に、1回限りの書面による同意を与える権利。保護者にはまた、学校がお子さんまたは保護者の公的給付金や保険に初めてアクセスする前、およびその後毎回、書面で通知を受け取る権利を有します。
6. いつでも同意を撤回する権利。最初のサービス提供に関する同意の後、保護者が子供への特殊教育および関連サービスの提供の継続に関して、書面で同意を取り消した場合、学校は、
- a. お子さんへの特殊教育および関連サービスの提供中止を決定することができますが、サービス提供中止の前に、書面で保護者に通知しなければなりません。
 - b. 同意を得るため、調停や適正手続きによるヒアリング手続きを利用することができません。
 - c. 保護者が同意を撤回した場合、学校はFAPEの規定違反とはみなされません。
 - d. IEPチームミーティングの開催、およびその後のサービス提供に関するIEPの作成の義務はありません。
 - e. お子さんの教育記録を修正して、特殊教育および関連サービスを受けていたことを示す記載を削除する義務はありません。

注: 評価または再評価の資料の一部としてすでに含まれているデータの検討について、およびすべての児童に対して行われるテストの実施については(すべての児童について同意を得ることが義務付けられる場合を除き)、事前の同意は必要とされません。

異議解決:

IDEA規制では、州の苦情申立と、適正手続きによる苦情申立およびヒアリングに関しては、別々の手続きが規定されています。すべての異議解決に関する詳細な説明は、州教育委員会のルール160-4-7-.12「異議解決」に記載されていますが、どちらの苦情申立手続も以下に説明しています。

州の苦情申立手続

個人や組織は、学校や州の教育庁(State Educational Agency (SEA))、その他の公的機関がIDEA要件に違反していると思われる場合、州に正式な苦情申立書(州宛て苦情申立)を提出することができます。SEAは、期日が適切に延長される場合を除き、州宛て苦情申立を60暦日以内に解決しなければなりません。

州宛て苦情申立: 苦情申立書は、署名入りで、IDEAの違反と思われる事項を記載しなければなりません。苦情申立書には、地域の学校がIDEAの要件に違反していることを記述し、この記述の元となった事実について記載しなければなりません。苦情申立は、申立書の受領日までの1年以内に発生した違反について申し立てなければなりません。

1. 州宛て苦情申立が提出された場合いつでも、両者が同意すれば、調停を行う権利があります。
2. 州宛て苦情申立書は、ジョージア州教育省(Georgia Department of Education (GaDOE))またはその委託先が調査を行います。調査期間中は、苦情申立者と関係する公的機関の両者に対して、GaDOEに情報を提出する機会が与えられます。
3. GaDOEは、酌量すべき事情により期間が延長される場合を除き、60暦日内に州宛て苦情申立書に関する決定を交付します。
4. 州宛て苦情申立書に関する決定は、上訴はできません。

適正手続きによる苦情申立

障害児の特定や評価、学級決めの開始または変更、あるいはその子供へのFAPEの提供に関する提案や拒否に関連する問題について、適正手続きによる苦情申立書を提出できるのは、保護者と、成年に達した障害を持つ子供、および学校のみです。適正手続による苦情申立に関しては、中立的な適正手続聴聞審査官が、本ドキュメントの「異議解決プロセス」の項に説明したとおり、適正手続きによる苦情の聴聞を行い(解決会議や調停で解決されない場合)、解決期間終了後45暦日以内に決定書を発行しなければなりません。但し、聴聞審査官が、保護者または学校からの要請により、この期限を具体的な日数の間、延長した場合はこの限りではありません。

適正手続きによる苦情申立: 苦情申立には、当該苦情の元となった行為について申立者が知った、もしくは知っているべきだった日までの2年以内に起こった違反について申し立てなければなりません。適正手続きによる苦情申立は、問題解決のためのヒアリングを求める申請書です。この2年間の期限は、以下の理由により申立者が適正手続きによる苦情申立を期限内に提出できなかった場合は適用されま

せん。(1)苦情申立書内で申し立てている問題について、学校側が解決済みであると事実と異なる表明を明示的に行った、または(2)学校側がIDEAのパートBに基づき申立者に開示すべき情報の開示を行わなかった。

1. **適正手続きによる苦情申立に関する通知を提出する義務。** IDEAに基づく適正手続きの違反について申し立てた場合、保護者または学校、もしくはそれらの代理人は、相手方当事者(またはその代理人)およびGaDOEに対して、適正手続きによる苦情申立に関する通知を提出する義務があります。通知には、子供の氏名と自宅住所、通学している学校名、ホームレスの子供の場合は、子供の連絡先情報と学校名、問題の内容説明と解決策案を記載します。適正手続きによる苦情申立を提出する者は、適正手続きによるヒアリングが開催される前にこの通知を提出しなければなりません。
2. **適正手続きによる苦情申立で申し立てている問題の性質について、十分な通知を行う義務。** 学校は、保護者による適正手続きによる苦情申立に関する通知が不十分であると考える場合、苦情申立の受け取り後15日以内に、書面で聴聞審査官に通知しなければなりません。
 - a. ALJ/聴聞審査官は、通知受け取り後5日以内に、保護者からの通知がIDEAの要件を満たしているかどうかを判断します。決定次第、ALJ/聴聞審査官は直ちに関係当事者全員にその決定について書面で通知しなければなりません。ALJ/聴聞審査官が苦情申立は十分要件を満たしていると判断した場合、学校は適正手続きによる苦情申立に応じなければなりません。ALJ/聴聞審査官が苦情申立は要件を満たしていないと判断した場合、保護者は、別の苦情申立書を再提出する機会を与えられ、その場合、期間は再提出の日から再開されます。
3. **適正手続きによる苦情申立の内容に関する事前通知書。** 学校が適正手続きによる苦情申立に関する通知を受け取った場合、まず、適正手続きによる苦情申立の内容に関して事前通知書を送ったかどうかを判断しなければなりません。送っていない場合は、学校は適正手続きによる苦情申立に関する通知の受け取りから10日以内に、保護者に返答しなければなりません。事前通知書には以下の項目が含まれていなければなりません。
 - a. 適正手続きによる苦情申し立てで提示された措置について、その機関が提案あるいは拒否している理由についての説明
 - b. IEPチームが考慮した他の案と、これらの案が却下された理由についての説明
 - c. 措置の提案または提案却下の基準として機関が使用した各評価手続、査定、記録またはレポートに関する説明
 - d. 学校の提案または却下に関連する要因の説明
4. **解決協議。** 苦情申立書が提出されてから15日以内に、学校は保護者とIEPチームの関係者間に協議を開催させなければなりません。解決協議は、適正手続きによるヒアリングを避け、直ちに子供の利益になるようにするために、適正手続きによる苦情申立てられた問題を保護

者と学校の間で解決する機会を与えるものです。解決協議は、両者が調停手続きを利用することに同意するか、または両者が解決協議および調停を行う権利を破棄することに書面で同意する場合を除き、適正手続きによるヒアリングが行われる前に行わなければなりません。

- a. 協議には、学校の代表として決定権を持つ学校側代表者も参加しなければなりません。
- b. 協議には、保護者側の弁護士が出席していないのであれば、学校側の弁護士が同席する必要はありません。
- c. 協議では、適正手続きによる苦情申立を行った当事者側には、当該の苦情とその根拠となつた事実について話し合う機会が与えられ、相手方当事者には、その苦情を解決する機会が与えられます。
- d. 当事者間で合意に達した場合、法的拘束力を持つ合意書を作成し、これに保護者と学校代表者が署名しなければなりません。
- e. この合意内容は、司法管轄権を有するどの州裁判所、または米国式の裁判所においても強制を求めることが可能です。いずれの当事者も、合意書署名から3日以内であれば、合意を無効にすることができます。
- f. この解決協議により、適正手続きによる苦情申立が、申立受領日より30日以内に、保護者が望むような解決に至らなかった場合、関係当事者は適正手続きによるヒアリングに進むことができます。

5. 中立的な適正手続きによるヒアリング。適正手続きによる苦情申立が起こされたときはいつでも、関係当事者には、GaDOEまたはGaDOEが委託する中立的代理人による中立的な適切手続によるヒアリングを開催させる権利があります。このヒアリングはいずれの当事者による費用負担なく行われますが、各当事者が弁護士を雇う場合や、専門家を証人として召喚する場合、その費用を負担しなければなりません。但し、裁判により勝訴側への当該費用の支払いが命じられる場合はこの限りではありません。

適正手続きによるヒアリングにおいて、保護者は以下の権利を有します。

1. ヒアリングの議長を、ALJ、またはお子さんの教育に関わっている公的機関に雇用されているのでない聴聞審査官、もしくはヒアリングに個人的または職業的に利害関係のない聴聞審査官に行わせる権利(ALJや聴聞審査官は、ALJや聴聞審査官としての職務に対して公的機関から支払いを受けているというだけでは、公的機関の被雇用者であるとはみなされません)。
2. ALJ/聴聞審査官を務める人たちのリストとその資格記述書を受け取る権利。
3. 弁護士、および障害児の問題について専門知識を持ちまたはトレーニングを受けた個人をヒアリングに同席させる権利。

4. 保護者が情報を請求した場合、あるいは保護者や機関が適正手続きによる苦情申立を開始した場合、利用できる無料または低料金の法的サービス等の関連サービス(ヒアリングで証言できる障害の状態に関する専門家等)について、地域機関から知らされる権利。
5. 障害の発現に関して、適正手続による苦情申立を提出した場合はいつでも、迅速な適正手続きによるヒアリングを開催させる権利。
6. ヒアリングに子供を同席させる権利。
7. ヒアリングを一般に公開して実施する権利。
8. ヒアリングにおいて証拠を提出し、証人出頭を強制し、対決し、反対尋問を行う権利。
9. 親と子供にとって相応に都合のよい日時と場所でヒアリングまたは不服申立が行われる権利。
10. ヒアリングが開催される5日前までに、各当事者は他のすべての当事者に対して、その日までに完了したすべての評価の結果、およびヒアリングで使用する予定の当該当事者による評価に基づく提案事項を開示させる権利。
11. ヒアリングの5日前までに開示されなかった証拠をヒアリングで提示することを禁じるよう、ALJ/聴聞審査官に対して求める権利。
12. ヒアリングの書面での、または(保護者が望む場合は)電子的形態での逐語的記録を求める権利。
13. 解決協議期間から45日以内に、事実調査の結果および決定に関する書面でのまたは(保護者が望む場合)電子的形態での報告書を受け取る権利。但し、ALJ/聴聞審査官は、いざれかの当事者からの要請によりこの期間を一定日数、延長することがあります。
14. ALJ/聴聞審査官の最終決定を実行する権利(当事者が管轄州裁判所または米国地方裁判所で民事訴訟を起こす場合を除く)。当事者が民事訴訟の提訴を選択した場合、両者が合意しないかぎり、すべての上訴が完了するまで、子供は現在の教育環境に置かれ続けます。判決で裁定された矯正措置または補償的措置は、すべての上訴が完了するまで行われません。
15. ALJ/聴聞審査官による決定が不服な場合、当該決定の日から90日以内に、州または連邦裁判所において民事訴訟を起こして、ALJ/聴聞審査官による決定に不服を申し立てる権利。
16. すべてのヒアリングおよび上訴手続きが完了するまで、子供を現在の教育環境に置き続ける権利。但し、保護者と機関が他の条件について合意する場合はこの限りではありません。この権利は、懲罰手続きまたは発現判断に基づく学級決めに関して、もしくは学校側が現在の学級に置くことにより、当該の子供もしくは他の子供にケガをさせる可能性が相当に高いと判断する場合には、適用されません。その場合、これらの上訴の期間中については、子供は、ALJ/ヒアリング担当間による決定が下される日または懲罰規程もしくは連邦法で規定されている期間が満了する日の

うち、いざれか先に到来する日まで、一時的代替教育環境に置かれます。但し、保護者と州または学校が他の条件について合意する場合はこの限りではありません。

17. 適正手続きによる苦情申立が公立学校への初めての入学申請に関するものである場合、すべての手続きが完了するまで、子供を公立学校に通わせる権利。

注: 子供の行動が障害の発現によるものではないと学校側が判断し、これに保護者が異議を唱える場合、保護者は州宛て苦情申立書または適正手続きによる苦情申立を提出することができます。

弁護士費用

米国地方裁判所は、適正手続きによる苦情申立または民事訴訟の解決の一環として、勝訴側が保護者であるかSEA、地域の学校であるかに関わらず、相応の弁護士費用を敗訴側に支払わせることができます。SEAまたは地域の学校に対する弁護士費用の支払いは、一定のガイドラインの要件が満たされた場合にのみ行われます。

1. 苦情申立や民事訴訟が軽薄、不当もしくは根拠のないものである場合、または訴訟が明らかに軽薄、不当もしくは根拠のないものとなったが弁護士が訴訟を続けた場合、保護者またはその弁護士は、機関側の弁護士費用の支払いを命じられることがあります。
2. 保護者の苦情申立またはその後の民事訴訟が、嫌がらせや、不当な手続きの遅らせ、訴訟費用の不当な増加等、不適切な目的で行われた場合、保護者またはその弁護士は、公的機関側の弁護士費用の支払いを命じられることがあります。
3. すべての法的・行政手続およびサービスが費用払い戻しの対象ではありません。保護者に対して提示された和解案の書面の日付より後に実施されたサービスについては、以下の場合、裁判所は弁護士費用の払い戻しを命じない場合があります。
 - a. 民事手続き連邦規則(Federal Rules of Civil Procedure)のルール68に従って、和解案が提示された場合、または行政審判において、ヒアリングの10日以上前に和解案が提示された場合。
 - b. 提示案が10日以内に受諾されず、
 - c. 保護者が最終的に受け入れた救済策が、提示案よりも有利な解決策ではないと、裁判所または行政聴聞審査官が判断した場合。ただし、和解案の拒否について実質的に正当な理由があった保護者に対しては、弁護士費用の払い戻しを受けることが認められる場合があります。
4. また、IEPチームによるミーティングの費用は、行政手続または訴訟の結果として、もしくは州の判断により、調停手続きとして当該ミーティングが行われる場合を除き、費用払い戻しの対象となりません。
5. 解決協議の弁護士費用も払い戻しの対象外となります。

調停

IDEAに関する異議に関して、保護者や、学校、その他のどんな人も、調停を要求することができます。

1. 調停自体はどの当事者に対しても無料ですが、当事者が雇う弁護士や代理人、アドバイザーの費用は当該当事者が負担しなければなりません。
2. 調停は任意です。
3. 調停は、ヒアリングの権利の拒否や遅延のために利用することはできません。
4. 調停は、適時に、紛争当事者に都合のよい場所で開催されなければなりません。
5. 調停は、州が無作為に選んだ有資格の研修を受けた中立な立場の調停人により開催されなければなりません。
6. 調停中の話し合いは秘密情報であり、その後の適正手続きによるヒアリングや民事手続で証拠として使用することはできません。
7. 調停により紛争が解決した場合、解決策について規定した法的に拘束力を有する合意書を作成し、関係当事者が署名しなければなりません。

注: 解決協議合意書、調停合意書および適正手続きによる決定は、法的な拘束力を持ち、管轄州裁判所または米国地方裁判所で強制を求めるできます。

注: 関係当事者が解決合意事項、調停合意事項または適正手続きによる決定事項を実施しなかった場合、相手方当事者は、これを申し立てる州宛て苦情申立書を提出することができます。GaDOEは、州宛て苦情申立手続に基づき調査を行い、決定書を交付します。

評価:

子供が特殊教育および関連サービスを必要とする子供ではないかと思われる場合に、評価を行うことができます。特殊教育および関連サービスを受ける資格があり、現在受けている子供の現在の教育的ニーズを判断するためにも、評価(この場合は通常、「再評価」と呼びます)を行うことができます。学校側が子供の評価を拒否する場合がありますが、その場合、学校は保護者に対して事前に通知書を送り、評価を拒否することについて説明し、子供の評価をすべきかどうかの判断を得るために適正手続きによるヒアリングを開催させる権利を保護者が持っていることを説明しなければなりません。

評価については、保護者には以下の権利があります。

1. 子供の教育的ニーズについて、十分な個別の評価を得る権利。
2. 推測される障害の分野について知識を有する専門家が少なくとも1名含まれる、複数分野からの人間で構成されるチームによる評価を受ける権利。

3. 推測される障害に関するあらゆる分野について、子供の評価を受ける権利。
4. 有資格の試験官による適切なテストを受けさせる権利。
5. 子供が特殊教育および関連サービス、および適切な教育プログラムを受ける資格があるかどうかを判断する際に、必要とされる身体機能、発達および学業に関する情報を収集するため、各種の評価ツールやその他の要素を使用させる権利。
6. 複数の評価、複数のデータに基づき適格性および適切な教育プログラムを判断してもらう権利。
7. 子供に障害があるかどうか、および教育上のニーズについて判断するためのプロセスにおいて、他の個人的に取得した評価結果(有資格の試験官が行ったもの)を提供し、これを検討してもらう権利。
8. 子供の母国語または子供が使っているコミュニケーション方法を使って、評価を行わせる権利。
9. 再評価を最低限3年に一度行わせる権利。
10. 保護者または子供の担任教師が要請した場合、3年未満でも、再評価を行わせる権利。但し、再評価は、学校と保護者がより多くの回数について同意しないかぎり、年に一度以上は行われません。
11. 初回評価と適格性の判断を、保護者による同意受領後、60日以内に受ける権利。但し、照会が学年度末の30日前以降または夏期休暇中に行われた場合はこの限りではありません。
 - a. 夏期休暇中は、学校教員のほとんどが契約期間中にはないため、上記の評価期間60日間の日数計算には入れられません。しかしながら、学校がこの夏期期間中に評価を行うこと自体は禁止されていません。
 - b. 子供が連続5日間以上学校に登校しない休暇期間や同様の状況の場合、それらの非登校日数は、当該休暇期間の前日、翌日の土日も含めて、この60日間の期間の日数計算には入れられません。
 - c. 夏期休暇中またはその他の休暇期間中に3歳になる子供は、3歳の誕生日までに、適格性決定およびIEP(該当する場合)を取得しなければなりません。
12. 初回評価の適正判断を、(a) IDEAで定義される障害の有無、および(b) 子供の教育に当該障害がどのような影響を与えるかに関するドキュメントに基づき行わせる権利。
13. 保護者に交付された評価報告書および、適格性ドキュメントのコピーを無料で入手する権利。

注: 特殊教育および関連サービスの提供に対する以前の同意を撤回する場合、新しい照会は初回評価として扱われます。

最も制約の少ない教育環境:

「最も制約の少ない教育環境」とは、障害児が、最大限に適切な範囲まで、障害のない同級生と同じ教育環境に置かれる権利を意味する言葉です。子供はそれぞれに異なっていますので、IEPチームは提供すべき特殊教育サービスの環境について決定します。障害児は、通常学級内で特殊教育および関連サービスを受けながら、通常授業を受け続けられなければなりません。但し、支援やサービスを使ってもこの環境での教育がうまくいかないという証拠がある場合は、この限りではありません。

「最も制約の少ない教育環境」については、保護者には以下の権利があります。

1. IEPチームが決定した最大限の適切な範囲まで、障害のない子供と一緒に障害児に教育を受けさせる権利。
2. 特殊学級または特殊学校が必要な場合を除き、通常教育環境で障害児が教育を受け続ける権利。通常学級での教育環境から障害児を他の教育環境へ移すことは、障害の性質や程度により、補助やサービスを使っても通常学級での教育に十分な効果が得られない場合に限って行われます。
3. 通常教育プログラムから他の教育環境へ移されても、最も制約の少ない状況での教育を受けられるよう、一連の代替学級が用意される権利。
4. 通学日のほとんどの時間を障害児が一般学級で過ごせるよう、通級指導教室や巡回指導等の補助サービスを受ける権利。
5. 障害児のIEPにより他の手配が必要でないかぎり、障害がなければ通級するであろう学級に級分けされる権利。
6. 子供のニーズにとって適切な最大範囲まで、給食、休み時間、カウンセリング、運動、趣味グループ等の学業以外および課外のサービスや活動に参加させる権利。学校は、障害児が学業以外の活動に参加するために適切かつ必要であると、その障害児の担当IEPチームが判断した補助やサービスを、各障害児のために確保しなければなりません。

代理父母:

「代理父母」とは、両親を特定できない生徒、州の被後見人である生徒、または学校が相応に努力したが両親の行方がわからない生徒のために任命される人物です。

1. 子供が州の被後見人である場合、代理父母は、その子供のケースについて監督する判事が代わりに任命することができます。但し代理父母はIDEAの要件を満たす者でなければなりません。
2. 子供が「マッキニー - ベント ホームレス支援法(McKinney-Vento Homeless Assistance Act)」(42 U.S.C. § 1143a(6)) のセクション725(6)で定義される「同伴者のいない青少年」である場合、地域機関は、これらの要件に従って代理父母を任命します。

3. 学校は、子供に代理父母が必要であると学校が決定してから30日以内に、代理父母を任命するよう相応の努力をしなければなりません。
4. 学校は、子供に代理父母が必要かを判断する方法、またその子供に適した代理父母を任命する方法を持っていなければなりません。

代理父母は、子供の障害の特定、評価および学級決定、ならびにFAPEの提供に関するすべての問題について、その子供の代理として行為することができます。代理父母は以下の条件を満たしていないければなりません。

1. その子供の利益に反する個人的または職業的利害関係がない。
2. 子供の権利を適切に代表できる知識とスキルを持っている。
3. GaDOEやその子供の教育や世話に関する地域機関等の機関の被雇用者ではない。

公的費用による私立学校への通級:

IDEAでは、学区がFAPEを障害児に対して提供できるにも関わらず、保護者が私立学校または私立の施設に通わせることを選択した子供については、特殊教育および関連サービスの費用も含めて、当該私立学校での教育費用を支払うことを義務付けていません。しかし、当該私立学校の所在する学区は、保護者の都合による私立学校通学障害児に関するIDEAの規定に基づき、ニーズに応じるべき障害児の人数の中にその子供も入れる必要があります。

1. 保護者が非営利の私立小学校または中学校に障害児を通学させる場合、当該私立学校の所在する学区は、当該の子供を連邦資金の受給または割り当ての資格のある子供として扱わなければなりません。上述の状況下で私立小学校または中学校に保護者が通わせている子供については、個別の特殊教育および関連サービスを受ける権利は与えられていません。
2. 以前に学区からの特殊教育および関連サービスを受けていた障害児が、FAPEの提供に関する意見の相違を理由に、学区の同意または照会なく、保護者の選択により私立の小学校または中学校に入学した場合で、ALJ/聴聞審査官が、学区は当該私立学校への入学までに適時に当該障害児に対してFAPEを提供しなかったと判断し、かつ当該私立学校への入学が適切であると判断した場合、ALJ/聴聞審査官が学区に対して入学費用を保護者に払い戻すよう命じることがあります。
3. 上述(2)項の払い戻し費用は以下の場合には減額または支払い拒否される場合があります。
 - a. 保護者が子供を公立学校から退学させる前に出席した直前のIEPミーティングにおいて、子供に対してFAPEを提供するという学校の学級提案について保護者が拒否すること(不安に思う事項の説明も含めて)、および公的費用を使って私立学校に子供を通わせたい旨を、IEPチームに伝えなかった場合、または
 - b. 子供を公立学校から退学させる10営業日(営業日が祝日である場合も含む)以上前に、子供に対してFAPEを提供するという学校の学級提案について保護者が拒否すること(不安に思う

- 事項の説明も含めて)、および公的費用を使って私立学校に子供を通わせたい旨を、学校側に書面で通知しなかった場合、または
- c. 保護者が子供を公立学校から退学させる前に、学校側から当該の子供の評価を行いたい旨を、当該評価の適切かつ妥当な目的を示すステートメントと併せて、書面で保護者に通知したが、保護者が当該の子供の評価に応じなかつた場合、または
 - d. 司法判断により、保護者の行動が不合理であると裁定された場合。
4. 但し以下の場合に、上記(3)項の通知を保護者が行わなかつた場合は、払い戻しは減額または拒否ではありません。
 - a. 保護者が通知を行うことを学校側が妨げた。
 - b. この権利の通知を保護者が受け取つていなかつた。または
 - c. 通知の要件に従うことにより、子供の健康に身体的な害が生じる可能性がある。
 5. 以下の場合に、上記(3)項の通知を保護者が行わなかつた場合、裁判所またはALJ/聴聞審査官の裁量により、払い戻しが減額または拒否されないことがあります。
 - a. 保護者が英語での読み書きができない。または
 - b. 通知の要件に従うことにより、子供に心理的な害が生じる可能性がある。

障害を持つ子供の懲罰手続き:

学校職員は、生徒行動規範に違反した障害児を、連続10学校日以内の期間、現在通級している学級から、適切な一時的代替教育環境に移すか、または生徒のIEPチームに相談なく、停学処分にすることができます。学校職員はまた、通級する学級が変わらないかぎり、不適切な行為の各々について、10日以内の追加の通級停止を命じることができます。

現在の学級への通級停止処分が一学年度中に連続してまたは非連続で10日間になつたら、学校は、当該学年度中のその後の通級停止期間中については、他の教育環境においてではあるが、通常の教育カリキュラムに参加し続けて、その子供のIEPで規定されている目標に向かって成長できるよう、サービスを提供しなければなりません。

生徒行動規範の違反が原因で別の場所での教育が決定された障害児については(10日未満の停学で、学級が変わらないものを除く)、その決定から10日以内に、学校、保護者および(保護者と学校が指定する)IEPチームの関係者は、当該生徒のファイル内のすべての関連情報(IEPも含む)、教師による観察所見、および保護者からの関連情報を見直し、以下のことを決定します。

1. 問題となつた行動は、子供の障害が原因か、または障害に直接的かつ実質的に関連するものか。
2. 問題となつた行動は、学校側がその子供のIEPを実施しなかつた直接的結果として起こつたことか。

学校、保護者およびIEPチームの関係者が、これらの条件のいずれかが満たされると判断した場合、その行動はその子供の障害の発現であると結論付けなければなりません。行動が、学校側がIEPを実施しなかったことが原因である場合、学校は直ちにその不備を改める措置を講じなければなりません。

行動が生徒の障害の発現である場合、IEPチームは機能的行動査定(functional behavioral assessment (FBA))を実施し(またはすでにある場合は見直し)、今後の生徒の問題行動の再発を防ぐため、行動介入計画(behavioral intervention plan (BIP))を作成して実施(または見直して修正)しなければなりません。子供は、保護者と学校が、修正されたBIPの一環として、学級移籍に同意する場合を除き、元の学級に戻されます。

子供の行動が障害の発現ではないと判断された場合、健常児に適用される懲罰手続きが、健常児に適用されるのと同じ方法でその子供に適用されます。但し、

- a. 当該障害児は、他の教育環境ではあるが、一般カリキュラムに参加し、IEPで設定した目標に向かって成長し続けられるようにするために、教育的サービスを受け続け、
 - b. 問題行動が再発しないように対応するために作成されたFBAおよび行動介入のサービスおよびその修正版の提供を受けられなければなりません。
1. 子供が学校や学校行事に武器を持ち込んだ場合、学校内または学校行事中に意図的に違法ドラッグを所持もしくは使用し、または規制物質を売買したもしくは売買を勧誘した場合、または学校内、学校構内もしくは学校が提供する行事において他の人に重大なケガを負わせた場合、学校職員は、その子供を以下の教育環境に移籍することができます。
 - a. 10日以内の間、適切な一時的代替教育環境、または別の環境に置くか、もしくは停学処分にする(健常児に対しても適用される代替教育環境と同範囲まで)。または
 - b. 懲罰処分の対象となる健常児が受けるのと同じ期間中(但し、問題行動が障害の発現であるかどうかに関わらず、45日以内)、適切な一時的代替教育環境に移籍する。

代替的教育環境についてはIEPチームが決定します。

2. 学校職員は、子供の学級移籍が適切かどうかを判断する際には、各ケースに特有の状況を考慮に入れることができます。
3. ALJ/聴聞審査官が、その子供を現在の学級に在籍させると、他の子供やその他の人にケガをさせる可能性が相当に高いと判断し、一時的代替教育環境が第(4)項の要件を満たすと判断した場合、ALJ/聴聞審査官は、その子供を45日以内の期間中、IEPが決定した適切な一時的代替教育環境に移籍させるよう命じることができます。
4. 本セクションの第(1)項または(4)項に従って子供を移籍させる一時的代替教育環境は、以下の条件を満たしていなければなりません。

- a. 当該障害児が、他の教育環境ではあるが、一般カリキュラムに参加し、IEPで設定した目標に向かって成長し続けられるようにするために、教育的サービスを受け続け、
 - b. 問題行動が再発しないように対応するために作成されたFBAおよびBIPのサービスおよびその修正版の提供を受け続けることができる。
5. 上記(1) (b) 項または(3) 項で説明した懲罰処分に関して、一時的代替教育環境または発現判断に意義を唱えるため、迅速な適正手続きによるヒアリングを保護者が要求した場合、子供は、ALJ/聴聞審査官による決定が出る日、または(1) (b) 項または(3) 項で規定する期限が到来する日のうち、いずれか先に到来する日まで、一時的代替教育環境に置かれます。但し、保護者と州または学校の間で他の条件について合意された場合は、この限りではありません。この迅速な適正手続きによるヒアリングは、ヒアリング要請日から20学校日以内に開催し、ヒアリング開催から10学校日以内に決定を下さなければなりません。解決協議ミーティングは、ヒアリング要請日から7日以内に開催し、ヒアリングは、ヒアリング要請の受け取りから15日以内に両者に納得のいく解決に至らなかった場合に行うことができます。迅速な適正手続きによるヒアリングによる決定については上訴が可能です。
6. 子供が特殊教育および関連サービスを受ける資格があるとまだ決定されていないときに、生徒行動規範に違反したが、学校側がその行動が起こる前にその子供には障害があることを知っていた場合には、その子供については本通知で規定される保護を主張することができます。
- a. 以下の場合に、学校は子供に障害がある可能性があると知っていると見なされます。
 - i. 子供の保護者が書面により、監督責任者または管理担当者もしくは担任教師に、子供に特殊教育および関連サービスが必要であるとの意向を表明していた場合。
 - ii. 保護者が、IDEAに基づく特殊教育および関連サービスを受ける適格性に関する評価を要請していた場合。または
 - iii. 担当教師または学校の他の職員が、学校の特殊教育担当ディレクターまたは学校の他の監督責任者に直接、その子供の行動パターンの問題点について特に懸念を表明していた場合。
 - b. 以下の場合には学校は障害について知らないと見なされます。
 - i. 保護者が子供の評価を許可しなかった、または特殊教育および関連サービスを拒否した、もしくは特殊教育および関連サービスに関する同意を撤回した場合。または
 - ii. 子供の評価が行われたが、IDEAに基づくサービスの対象となる障害児ではないと判断された場合。

これらの権利についてさらに詳細な説明が必要な場合は、以下の担当者もしくは組織に相談することができます。

1. お子さんの学校の特殊教育ディレクター
2. ジョージア州教育省特殊教育 (Division for Special Education Supports and Services at the Georgia Department of Education) および関連サービス部 (住所 Suite 1870, Twin Towers East, Atlanta, Georgia 30334-5010)。電話番号 (404) 656-3963。および
3. ジョージア州地域学習リソースシステム (Georgia Learning Resource System (GLRS)) センター。連絡先情報は <http://www.gadoe.org/Curriculum-Instruction-and-Assessment/Special-Education-Services/Pages/Georgia-Learning-Resources-System.aspx> にあります。

特殊教育に関する規則については、Georgia Department of Educationの以下のウェブサイトに掲載されています。

<http://www.gadoe.org/Curriculum-Instruction-and-Assessment/Special-Education-Services/Pages/Special-Education-Rules.aspx>